

平成28年12月  
大竹市議会定例会（第4回）議事日程

平成28年12月14日10時開会

日 程	議案番号	件 名	付 記	
第 1		会議録署名議員の指名		
第 2	認 第 7 号	平成27年度大竹市一般会計決算	決算特別	
第 3	認 第 8 号	平成27年度大竹市国民健康保険特別会計決算		(認 定)
第 4	認 第 9 号	平成27年度大竹市漁業集落排水特別会計決算		(認 定)
第 5	認 第10号	平成27年度大竹市農業集落排水特別会計決算		(認 定)
第 6	認 第11号	平成27年度大竹市港湾施設管理受託特別会計決算		(認 定)
第 7	認 第12号	平成27年度大竹市土地造成特別会計決算		(認 定)
第 8	認 第13号	平成27年度大竹市介護保険特別会計決算	(認 定)	
第 9	認 第14号	平成27年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算	(認 定)	
第10	議案第54号	大竹市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	総務文教	
第11	議案第55号	一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について		(原案可決)
第12	議案第56号	特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部改正について		(原案可決)
第13	議案第57号	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について		(原案可決)
第14	議案第61号	広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島県市町総合事務組合規約の変更について		(原案可決)
第15	議案第62号	平成28年度大竹市一般会計補正予算（第4号）		(原案可決)
第16	議案第63号	平成28年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）		(原案可決)
第17	議案第64号	平成28年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第2号）	(原案可決)	
第18	議案第58号	大竹市税条例等の一部改正について	生活環境	
第19	議案第59号	大竹市道路占用料徴収条例の一部改正について		(原案可決)
第20	議案第60号	市道路線の認定について		(原案可決)
第21	議案第65号	平成28年度大竹市工業用水道事業会計補正予算（第1号）		(原案可決)
第22	議案第66号	平成28年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第1号）		(原案可決)
第23	議案第67号	市道路線の廃止及び認定について		(原案可決)

第24 平成28年陳情第3号 晴海臨海公園整備事業における多目的ゾーン等 生活環境  
を整備することを求める陳情 (採 択)

第25 閉会中の継続審査の申し出について

第26 議員派遣について

#### ○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 認 第 7号から日程第 9 認 第14号 (報告・表決)
- 日程第10 議案第54号から日程第17 議案第64号 (報告・表決)
- 日程第18 議案第58号から日程第23 議案第67号 (報告・表決)
- 日程第24 平成28年陳情第3号 (報告・表決)
- 日程第25 閉会中の継続審査の申し出について (表決)
- 日程第26 議員派遣について (表決)

#### ○出席議員 (15人)

1番	児 玉 朋 也	2番	末 広 和 基
3番	賀 屋 幸 治	4番	北 地 範 久
5番	西 村 一 啓	6番	和 田 芳 弘
7番	大 井 渉	8番	網 谷 芳 孝
9番	藤 井 馨	10番	山 崎 年 一
11番	日 域 究	12番	細 川 雅 子
13番	寺 岡 公 章	15番	田 中 実 穂
16番	山 本 孝 三		

#### ○欠席議員 (なし)

#### ○説明のため出席した者

市	長	入 山 欣 郎
副	市 長	太 田 勲 男
教	育 長	大 石 泰
総	務 部 長	政 岡 修
市	民 生 活 部 長	青 森 浩
健	康 福 祉 部 長 兼 福 祉 事 務 所 長	米 中 和 成
建	設 部 長	坪 浦 伸 泰
上	下 水 道 局 長	平 田 安 希 雄
消	防 長	西 岡 靖
総	務 課 長 併 任 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	吉 岡 和 範
企	画 財 政 課 長	三 原 尚 美
産	業 振 興 課 長 併 任 農 業 委 員 会 事 務 局 長	中 川 英 也
自	治 振 興 課 長	吉 原 克 彦
社	会 健 康 課 長	野 島 等
監	理 課 長	香 川 晶 則

会計管理者兼会計課長  
総務学事課長  
監査委員  
監査事務局長

林 則 雅  
野 崎 光 弘  
黒 田 孝 士  
吉 田 茂 文

○出席した事務局職員

議会事務局長  
議事係長

福 重 邦 彦  
加 藤 豪

10時00分 開議

○議長（児玉朋也） おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程、議案審査報告書について、陳情審査報告書について、閉会中継続審査申出書、議員派遣についてを議席に配付させておきましたが、配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 配付漏れなしと認めます。

これより直ちに日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（児玉朋也） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、10番、山崎年一議員、11番、日域究議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2～日程第9〔一括上程〕

認 第 7号 平成27年度大竹市一般会計決算

認 第 8号 平成27年度大竹市国民健康保険特別会計決算

認 第 9号 平成27年度大竹市漁業集落排水特別会計決算

認 第10号 平成27年度大竹市農業集落排水特別会計決算

認 第11号 平成27年度大竹市港湾施設管理受託特別会計決算

認 第12号 平成27年度大竹市土地造成特別会計決算

認 第13号 平成27年度大竹市介護保険特別会計決算

認 第14号 平成27年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算

○議長（児玉朋也） 日程第2、認第7号平成27年度大竹市一般会計決算から、日程第9、認第14号平成27年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算に至る8件を一括議題といたします。

本8件に関し、委員長の報告を求めます。

決算特別委員長、寺岡公章議員。

決算特別委員会議案審査報告書

本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 番 号   | 件 名             | 審査の結果 | 付託年月日     |
|-------|-----------------|-------|-----------|
| 認 第7号 | 平成27年度大竹市一般会計決算 | 認 定   | 28. 9. 20 |

|        |                         |     |           |
|--------|-------------------------|-----|-----------|
| 認 第8号  | 平成27年度大竹市国民健康保険特別会計決算   | 認 定 | 28. 9. 20 |
| 認 第9号  | 平成27年度大竹市漁業集落排水特別会計決算   | 認 定 | 28. 9. 20 |
| 認 第10号 | 平成27年度大竹市農業集落排水特別会計決算   | 認 定 | 28. 9. 20 |
| 認 第11号 | 平成27年度大竹市港湾施設管理受託特別会計決算 | 認 定 | 28. 9. 20 |
| 認 第12号 | 平成27年度大竹市土地造成特別会計決算     | 認 定 | 28. 9. 20 |
| 認 第13号 | 平成27年度大竹市介護保険特別会計決算     | 認 定 | 28. 9. 20 |
| 認 第14号 | 平成27年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算  | 認 定 | 28. 9. 20 |

平成28年10月6日

大竹市議会議長 児玉 朋也 様

決算特別委員長 寺岡 公章

〔決算特別委員長 寺岡公章議員 登壇〕

○決算特別委員長（寺岡公章） それでは、去る9月20日の本会議におきまして、私ども委員8名で構成されました決算特別委員会に御付託いただきました認第7号平成27年度大竹市一般会計決算から認第14号平成27年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算に至る8件につきまして、10月4日、5日、6日に委員会を開催し結論を得ておりますので、委員会審査の概要と結果について御報告を申し上げます。

9月定例会終了後に開催されました第1回決算特別委員会におきまして、不肖私寺岡が委員長に、藤井委員が副委員長に互選いただきました。身に余る大役を務めさせていただき、委員各位の御協力により本日報告の運びとなりましたことに対しまして、厚くお礼を申し上げます。

審査の方法につきましては、まず一般会計の歳出から各款ごとに進め、歳入は一括して行い、続いて総括質疑の後、討論採決を行っております。

特別会計7件につきましては、各会計の歳入・歳出一括質疑を行い、討論終結後採決を行っております。

それでは、審査の内容について御報告申し上げますが、3日間にわたる質疑応答や御意見など膨大なものとなっておりますので、要約しての報告となります。御了承をいただきたいと思います。

初めに、第1款議会費でございますが、まず「先ごろ他市議会で議会を傍聴された市民の住所や氏名を議員に伝えたという問題があったが、大竹市の傍聴者名簿の取り扱いの現状を伺う」との質疑に対し、「現状は本会議の場合、大竹市議会傍聴規則に沿って6階傍聴席入り口に傍聴者受付簿を置き、傍聴者の方に氏名・住所・年齢等を記入していただくようになっている。しかし、自由に受付簿を閲覧できる状態であるので、今後どのようにしていくかについて現在事務局で検討しているところである」との答弁がございました。

次に、「現在広島県内の市議会においては政務活動費報告書等の公開など情報公開の対応に開きがあるが、どの市議会も前向きに公開に向けて取り組んでいるようである。そこで、現在の大竹市の公開状況を伺う」との質疑に対しまして、「今、議会事務局では積極的な情報公開を組織目標とし取り組んでいこうということで、ホームページのリニューアルなどを行っているところである。政務活動費の収支報告書等の公開についてはまだ取り組んでいないが、議会で公開していくということになれば議会事務局として準備をしたい」との答弁がございました。

続きまして第2款総務費では、「臨時職員の日当の見直しについてどのように考えているか伺う」との質疑に対しまして、「他市の状況と余りにも大きな差がある場合には検討する必要があると考えているが、直ちに見直しが必要とは考えていない」との答弁がございました。

次に、「18歳・19歳の方の投票率が上がらない中で、日常から投票に対する関心を養うなど年間を通じて選挙の啓発活動に取り組む必要があると思うが、どのように考えているのか伺う」との質疑に対しまして、「新しく選挙権を取得した方へのはがきの送付や高校2年生を対象に学校に出向いて出前講座等を開催している。常日ごろからの選挙啓発の必要性は感じている」との答弁がございました。

次に、「以前はマイナンバーカード交付の申請をしてもなかなかカードが届かなかった、今はどうなのか伺う」との質疑に対しまして、「当初はマイナンバーカードの交付に三、四カ月かかっていたが、今は1カ月程度で交付しており、スムーズになってきている」との答弁がございました。

続きまして、第3款民生費では、まず「今年度から新規事業である生活困窮者自立支援事業について人件費として1,700万程度の予算で最終的に就労者が3人ということだが、費用対効果についてどのように考えているか伺う」との質疑に対しまして、「相談人数は60人程度だが、生活困窮者には金銭的な支援だけでは解決しないような課題を抱えている方が多く、市民に寄り添い、多様にまた長期の期間かかわって相談に応じており、効果はあったと感じている」との答弁がございました。

次に、「市内の保育所の完成時期はなかはま保育所が昭和48年、本町保育所が昭和49年、立戸保育所が昭和54年と建築法が改正される前である。非常に古い建物だが耐震補強はされているのか伺う」との質疑に対しまして、「以前耐震診断を実施した結果、3保育所とも地震の震動及び衝撃に対して、倒壊・崩壊する危険性は低かったが、外壁の中性化が進んでいるとの指摘があったため補修をしている」との答弁がございました。

続きまして第4款衛生費では、まず「不法投棄監視業務補助金について、平成27年度は

200万円くらい増額している。実際の不法投棄の現状はどのようになっているのか。また、パトロールや監視カメラの設置等によって効果がどのようにあらわれているのか考えを伺う」との質疑に対し、「平成23年度から平成27年度までの間に監視カメラを10基設置しており、市職員においても市域全体を巡回し、日常的に不法投棄監視パトロールを行っている。また、大竹警察署、公衆衛生推進協議会、自治会連合会、市の関係各課で連携を図り、不法投棄対策に取り組んでいる。その中、市が補助を行っている公衆衛生推進協議会においては平成25年5月、不法投棄対策専門委員会が設立されている。そして公衆衛生推進委員が自家用車に不法投棄監視中というマグネットシールを張って監視活動を行っている。これらの対応による効果が不法投棄の件数にあらわれていると思われ、平成21年度のピーク時には150カ所であったが、昨年度は47カ所となり、おおむね3分の1に減少している」との答弁がございました。

次に、「ごみの広域処理事業については、平成31年4月からの稼働が予定されている中、現在の進捗状況について伺う。また燃やすごみの有料化の導入について、ごみの減量化も狙いであったと思うが、その成果について伺う」との質疑に対し、「広域処理事業の進捗の状況については、新たな廃棄物処理施設の運営を公設民営で行うこととして、廿日市で実施した総合評価一般競争入札の結果、業者が決定した。来年の2月から施設の建設に着工予定であり、平成31年4月の稼働に間に合うものと考えている。また、平成25年度にごみ処理手数料導入後、家庭からの燃やすごみについては着実に減少している」との答弁がございました。

次に、「国内で生まれる新生児の21人に1人が人工授精であるという発表が日本産婦人科学会からあった。社会情勢などの変化を受け、不妊で悩む方が多くいる中、広島県では従来の不妊検査費助成の制度に加えて、一般不妊治療の費用が助成対象となり、不妊治療に取り組む姿勢を打ち出し、複数の県内市町において不妊治療に関する助成制度が実施されている。大竹市において制度を設けることを検討しているか伺う」との質疑に対し、「広島県では不妊検査と不妊治療の2種類の助成制度があり、不妊検査についてはことしの10月から助成の対象が一般不妊治療まで拡大されている。また、国では特定不妊治療として、健康保険の対象とならない体外受精や顕微授精に対する助成を行っている。こうした国または広島県の制度に上乗せで助成を行っている市町が県内にも複数あり、特に国の制度である特定不妊治療については多くの自治体が助成を行っている。本市においても財政的な課題はあるが、どういったことができるか検討してみたい」との答弁がございました。

続きまして、第5款労働費では、まず「本市の雇用及び創業の状況について伺う」との質疑に対し、「ハローワーク大竹からいただいた平成28年7月の大竹地域の有効求人倍率は0.71となっており、県内の平均よりも低く推移している。市内の創業については、大竹駅前商店街に1軒、玖波に1軒創業した」との答弁がございました。

続いて第6款、農林水産業費では、まず「農業委員会法の変更された点、また耕作放棄地の対策について伺う」との質疑に対し、「平成28年4月に改正され、市長の任命制、認定農業者を入れる、利害関係のない人を1名以上入れる、女性・青年をなるべく採用する

という4点である。現在の農業委員の任期は平成29年7月19日までであり、それ以降については新体制の農業委員会となる。それまでに条例改正、また公募期間を踏まえて7月の新体制に間に合うよう、今から事務手続をとっていく予定にしている。耕作放棄地については主な原因は高齢化と跡継ぎがないことと思われる。以前は耕作放棄地の解消に取り組み、耕作放棄地の有効活用を行ってきたが、現在は耕作されている農地を維持して耕作放棄地をふやさないという政策に力を入れている。例えば農地を守るために、地域の皆さんでの草刈りや水路清掃等をする際への支援を行い、みんなで地域活動としてやっていけるように、また高齢者をフォローできるような体制がとれるよう、何とか維持できるようなことをやっている」との答弁がございました。

次に、「野猪等の被害防除施設設置事業補助金の不用額が多いが、補助を出す際の決まりについて伺う」との質疑に対しまして、「平成27年度においてイノシシ被害が多かったため補正を組んだが、地域での取り組みがうまく進まなかったため不用額となった。補助金は個人で5万円までになるが、その枠内であれば当該年度に2度申請しても5万円までは補助を出す。補強補修についてもできるだけ補助金を出す体制でいる」との答弁がございました。

続いて第7款商工費では、まず「経営者の観点から設備投資をする気になるような融資制度が欲しい。設備投資や融資を回せるような金融機関とのつながりについて伺う」との質疑に対しまして、「中小企業融資に関しては金融機関が窓口なので新規に融資があるごとに融資の申請のため市役所窓口に来られることから、融資担当者と市の担当で随時話をする機会がある。このほか現在、地方創生の関係で金融機関の支店長の方など多くの担当者の方が産業振興課にも来られ、金融機関側でも何か協力できることはないかというような御提案をいろいろと受けている」との答弁がございました。

次に、「プレミアム商品券の発行によって大竹市でどのぐらい経済効果があったか。また評価点・問題点について伺う」との質疑に対しまして、「プレミアムつき商品券の発行の最大の目的は市内での消費喚起を促進することであり、換金額は1億4,946万6,000円で4カ月の間にこの額が市内に流通したという効果が一番大きなところである。もう1点、この事業をきっかけとして例えば大きな買い物をするとプラスアルファの消費喚起といった効果がアンケート調査によって判明した。評価点については、地元の商店までお金が回るか一番心配したが、12枚の商品券のうち大型店では6枚しか使えないという専用券をつくったことで、大型店舗で38%、中型店舗33%、残りの小型店舗29%とうまく分散された。事務の関係では、大竹商工会議所が実施した事業に対して市が補助金を交付したという形になっており、商工会議所も経費を節減するため、通常他の市町であれば換金を銀行に任せるところ、商工会議所職員で行うなど経費削減に努力されたと考察する。商品券の販売の関係について、いつときに集中したため混乱したが、けが人もなくスムーズに行われた。今回の経験を生かしてさらにスムーズに安全に公平に行えるよう努めたい」との答弁がございました。

続きまして、第8款土木費及び第11款災害復旧費については一括審査をいたしました。本2件の審査では、まず「雨による浸水被害について平成27年度に被害はなかったという



ことだが、大雨が降るたびに長年立戸地区など、特定の地域の方が浸水被害を受けているという状況が続いている。早期に何らかの取り組みを行う必要があると思うが、考えを伺う」との質疑に対し、「大竹をより安全なまちにしていく試みは大切であり、雨水計画についてどのような計画が立てられているか検討に入っている。長い時間と大きな費用を要するものであるが、栄町や立戸地区など、毎年のように被害を受ける地域の水路改修等課題となっている水路の氾濫について検討を重ねて雨水対策を前に進めていきたいと考えている」との答弁がございました。

次に、「広島県において、ひろしま川づくり実施計画2016が策定されており、その中で平成28年から平成32年までの5年間における河川内の堆積土の除去対策などが示されている。大竹市における河川の氾濫などへの対策について伺う」との質疑に対し、「ひろしま川づくり実施計画2016においては河川の管理方法、堆積土等の定期的な調査、管理基準の設定などがされており、河川の断面から堆積土を割った数字である阻害率の目標が15%未満に設定され、20%以上の箇所から解消するということになっている。大竹市においても市内の河川や水路の堆積土のしゅんせつ、樹木の伐採を堆積土や樹木の阻害率も参考として優先順位をつけて行っている。水路については水量と断面の大きさ、勾配、水の流れ方、周辺の家屋の浸水のおそれの状況等も考慮し、地元の要望を踏まえながら決めている。今後も堆積土の除去や樹木の伐採等の対応方法などを地元と協議しながら検討していきたいと考えている」との答弁がございました。

次に、「耐震診断補助金について、平成25年度は2件、平成26年度及び平成27年度は1件分の実績額である。大竹地区だけ見ても、現行の耐震基準が導入された昭和56年6月よりも前に建てられた家が多いはずであるが、耐震診断の実績件数は少ない。制度の周知が不足しているのではないかとと思われるが考えを伺う」との質疑に対し、「周知対策として制度施行の際にはパンフレットを作成・配布し、説明会などを行っている。またホームページは年更新を行うなど、PRに毎年取り組んでいる」との答弁がございました。

続きまして第9款消防費では、まず「防災行政無線について現時点で無線が聞こえにくいなどの苦情はあるのか伺う。またこの防災行政無線を市民への情報提供の手段として支障のない範囲でいろいろな地域の情報を放送するなどもっと利用できないのか伺う」との質疑に対し、「防災行政無線は昨年スピーカーの新規整備により、おおむね市内の特に聞こえにくい地域は解消されたと思っている。個々の苦情については現地に伺い随時対応している。苦情の件数は昨年からテレホンサービスを開設したこともあり、かなり減っている状況である。利用方法についてはいろいろな考え方があがるが、いろいろなニュースが流れてきた場合、無線への関心が薄れていくことが考えられるため、現在のところ命にかかわるような重要なことや災害に関することに限って放送しているところである」との答弁がございました。

次に、「救急デジタル無線について、アナログからデジタル化し、大竹市、廿日市市、江田島市、広島市など広域で整備することによって、より迅速に、そして大規模災害にも対応できるようになったのか伺う」との質疑に対し、「アナログからデジタル化することによって、音声を一度デジタル信号化しているので、信号の変化が合わなければ聞

き取りができないため、情報の秘匿性が向上している。また基地局を2局設置したため、栗谷地区等に関しても災害時に無線で通信できるようになり、市内のほぼ全域で通話ができるようになった。大規模災害等には迅速に連携できるようになったと思われる」との答弁がございました。

次に、「山火事は住居の家事と違って多くの消防署員、消防団員が出動することになると思うが、山火事の危険性に対する教育はどのようにされているのか伺う」との質疑に対し、「春季訓練において消防団合同で林野火災訓練を行っており、消防署と消防団が連携を図っているところである」との答弁がございました。

続きまして第10款教育費では、まず「9月に全国学力テストの正答率が発表されたが、大竹市の水準についてどのように分析しているか。また学力を上げていく上での小中学校の校長会、教育委員会の考えについて伺う」との質疑に対し、「全国学力・学習調査の対象学年は小学校6年と中学校3年で毎年行っている。基礎を問うA問題はほぼ平均であるが、活用・応用力を問うB問題は県平均より低く、定着が不十分と言わざるを得ないと思っている。活用力をつけるには基礎トレーニングや家庭学習よりも、授業で考えたり表現することでしか力がかからないものであるので、教育委員会から学校に対して授業が主体的に、あるいは活発になるよう各学校にしっかり指導していきたい」との答弁がございました。

次に、「大竹市の奨学金の減免制度は非常に喜ばれていると思うが、奨学金貸し付け事業をより多くの方に利用していただくための取り組みについて伺う」との質疑に対し、「奨学金の貸付者は平成27年度は9名、平成28年度は近隣の公立高校に周知のパンフレットの案内をしたが、5名と減少している。より多くの方に利用していただくため、パンフレットの案内の範囲を広げ、所得制限等についても市長部局と協議し検討していきたい」との答弁がございました。

次に、「放課後児童クラブの利用を希望する場合、100%受け入れが可能な状況か伺う」との質疑に対し、「大竹小学校は全て受け入れている。小方小学校では低学年は全て受け入れているが、高学年は事情がある児童を受け入れることとしている。なお玖波小学校は建てかえが終了するまでは面積の関係で低学年のみの受け入れとしている。改善策として放課後子ども教室があり、小方小学校については帰宅時間が早い木曜日はかめっこクラブで4年生から6年生を受け入れており、玖波については公民館等を活用して高学年の居場所をつくっている」との答弁がございました。

続いて第12款公債費、13款予備費については一括で審査をいたしました。本2款の審査では、「公債費について利率の高い起債については借りかえ等をして負担を軽減していると思うが、現在特に利率の高いと思われる起債があるのか伺う」との質疑に対し、「利率の高い起債は3%程度のものが残っていると思うが、以前に比べるとはるかに低い金利である」との答弁がございました。

続きまして、歳入における一括質疑では、まず「土砂災害警戒区域に指定されることにより、土地取引に制限を受けることになると思うが、その救済措置として固定資産税の減額とか免除とか考えられるが、実際市としてどう考えているのか伺う」との質疑に対し、

「固定資産税については土地評価取扱要領を定めており、その中で土砂災害特別警戒区域に対する補正というものを定めている。その土地の総地籍に占める土砂災害特別警戒区域の地籍の割合により補正することとしており、3年に一度の評価がえどきに見直しをしている」との答弁がございました。

次に市民税について、「これまで毎年減少してきているが、平成27年度は若干ふえている。人口減少の中でふえた要因をどう分析しているか」との質疑に対し、「人口は過去5年間で2から3%減になっているが、納税義務者でいうと同じ割合で減ってはいないということ、高額納税者が若干ふえるなど市民の経済状況等について、人口減少に至らないまでも維持していると思われる」との答弁がございました。

次に、「大竹駅建設という目的でふるさと納税を募る考えがないか」との質疑に対し、「ふるさと納税はふるさと創生事業に充当するという大きな目的を持っており、当然新駅についても視野に入っているが、明確に新駅を挙げての寄附を募るというのもあり得る提案だとは考える」との答弁がございました。

続きまして歳入・歳出全般にわたる総括質疑では、まず「財政推計における財政指標との見込みについて、地方債残高が平成29年・30年とふえている。要因として廿日市市との広域処理に係る事業費、大竹駅の橋上化、これからの小方地域のまちづくりの事業費が影響しているのか、また市税収入の見込みにおいて平成29年度で2億円弱の上積みがされているがどういう見込みなのか伺う」との質疑に対し、「財政推計における地方債残高については廿日市市とのごみ広域化負担分の起債、大竹駅の橋上化についても現段階では見込んでいないが、小方のまちづくり構想については時期・規模とも未定であり見込んでいない。また市税収入で平成29年度上積みされているのは前年度で大手企業での莫大な投資が行われることの影響である」との答弁がございました。

次に、「地域おこし協力隊という制度が始まり、自治体が協力隊を招けば、特別交付税としてその自治体に交付されるようである。協力隊によってその自治体の魅力を再発見する効果もあるようだが、大竹市としてもその制度を活用する考えがないか伺う」との質疑に対し、「6年くらい前から始まった制度であるが、他の自治体の例を見ると、中心部より離れた場所に派遣されている場合が多いようである。大竹市としては山間部と沿岸部が近いということで、山間部への定住という課題や、その地域で生活ができる収入が得られる環境であるかなど、本来の地域おこし協力隊の意味合いとそぐわないということもあり、現状では動いていない」との答弁がございました。

以上で、一般会計に関する質疑を終了し、討論に入りました。討論では反対の立場で1名、賛成の立場で1名の委員から討論がございました。反対の立場では、御園6号棟の建設場所の問題や、小方公民館の廃止においては説明責任が果たされていないこともあり認定できるものではないとの討論がありました。討論を終結し、起立採決の結果、平成27年度一般会計決算は認定すべきものと決しております。

続きまして、特別会計決算の審査状況を、審査した順に御報告申し上げます。

国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計の3件につきましては一括して審査を行いました。まず医療費は40.8兆円になり、1年間で0.8兆円ふえて

いる。一人当たりでは65歳未満が18万円、65歳以上が32万円。後期高齢者医療制度においては90万円ということで特に高額となっている。医療費削減のため、市民や行政の担当者が一生懸命に努力をされていることは評価しているが、医師の方に対してその役割やどのような形で協力を得ることを考えているか伺う」との質疑に対しまして、「医師は治療を優先することを使命としており、医療費の削減を前提とした話をするのは難しいと考えている。ただし、特定保険事業など検診の受診の奨励については医師会に協力をお願いしており、これを進めることで長期的な観点から見れば医療費の軽減につながるものと考えている」との答弁がございました。

次に、「データヘルス計画策定事業が策定された。市民の皆さんが読みやすいようにくふうして周知をしてもらいたいと思うが、これからの周知方法について考えを伺う」との質疑に対しまして、「市のホームページに掲載しており、ダウンロードができるようにしてある。55ページあり専門用語を用いられているため、誰もがわかりやすい概要版などの作成を検討していきたい」との答弁がございました。

次に、「平成27年度に開設した玖波地区の地域包括支援センターについてその事業をどのように評価しているか。また認知症カフェなどいろいろと取り組んでおり、事業を拡大してってもらいたいと思っているが、事業を拡大するには事業費が必要である。県に事業費をつけてもらえるのか、拡大する枠はあるのか伺う」との質疑に対しまして、「玖波地区の地域包括支援センターはメープルヒル病院内に設置している。ここでは平成22年度から認知症疾患医療センターが設置され、平成26年度からは認知症初期集中支援チームと認知症地域支援推進員を配置、さらには平成27年度に地域包括支援センターを設置し、4つ合わせて合併型センターとして全国に先駆けて県と市が一緒に進めてきた事業である。認知症の初期の段階の方から、重度化して入院等が必要になった方まで包括的に支援が行えることから成果も出ていると感じている。また認知症カフェについては現在各自治体で取り組まれつつあり、大竹市では9月29日に初回が行われ、今後毎月1回のペースでの開催と伺っている。こうした事業を大竹地区など他の地区でも広めてってもらいたいと考えており、事業者や県とも相談しながら、できる限り現在の事業費を維持してソフト的な事業を拡大していただければと考えている」との答弁がございました。

続きまして、一括して審査を行いました大竹市漁業集落排水特別会計及び大竹市農業集落排水特別会計につきましては質疑はございませんでした。

続いて、大竹市港湾施設管理受託特別会計では、まず「現在の大竹港の荷動きの状況について伺う」との質疑に対しまして、「今の貨物については外国船の航路も復活し、順調に伸びている状況である。今後は国の施策により瀬戸内海に阪神港、東京には京浜港という会社をつくり、巨大な船が一つの港に集まって、そこから各地方港レベルに分配していくというような動向である」との答弁がございました。

次に、「施設用地収入が平成26年度より大幅に伸びている理由について伺う」との質疑に対しまして、「外国航路が平成26年4月から1便復活したのが大きな理由である」との答弁がございました。

続いて、「土地造成特別会計では、小方の小中学校の跡地は当初平成30年に33億2,900

万円で売却の予定と言われていた。今の状況では到底無理ではないかと思うが、どのように考えているか伺う」との質疑に対しまして、「現在の土地造成特別会計の償還スキームでは、平成30年度にまとまって土地を売却する予定である。土地が売れなければ見直すことになるが、現在はまだこの償還スキームでもって物事を考えている。これから小方のまちづくりの状況等を踏まえて、見直す時期が来れば新しいスキームを作成し説明の場を設けたいと考えている」との答弁がございました。

以上で、特別会計7件の質疑を終了し、一括討論に入りました。討論では土地造成特別会計について反対の立場で1名の委員から討論がございました。「土地造成特別会計については償還スキームについて期待はするが、市民負担がこれから起こってくるのではないかと危惧をするので認定については難しい」との討論がございました。討論を終結し、土地造成特別会計を除く6件の特別会計は簡易採決により、いずれも認定すべきものと決しております。また土地造成特別会計は起立採決により、認定すべきものと決しております。

以上が決算特別委員会での平成27年度各会計決算8件の審査経過の概要と結果でございます。3日間にわたる決算審査でございますが、委員各位及び執行部職員におかれましては円滑な議事運営に御協力をいただき、効率的かつ充実した審査となったと考えております。この場をおかりして皆さんの御協力に対してお礼を申し上げます。

また、執行部においてはこの決算審査での質疑を通して、各委員から出された意見・要望などについて今後の市政運営に反映されるよう重ねてお願いを申し上げまして、決算審査の報告を終わります。取り扱いよろしくお願いいたします。

○議長（児玉朋也） ただいまの委員長報告に対し、これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。

討論はありませんか。

11番、日域究議員。

○11番（日域 究） 11番、日域でございます。

討論の前に、今の委員長報告の中で、私の聞き違いだったらそれでいいんですけども、一般会計です、小方小学校の放課後児童クラブで違和感のある言葉があったような気がします。もう一回後で見直しておいてほしいと思います。

それでは、討論を始めます。

土地造成特別会計決算及び一般会計決算の2決算について反対、その理由を述べさせていただきます。

それはただ1つ、平成23年度の大願寺土地売却の不正を今も引きずっている会計だからであります。12月1日の一般質問では、入山市長や青森部長は私が質問したことについて一切答えませんでした。市長の壇上での1回目の答弁で、現在本市における下水道受益者負担金の負担区は4つございます。それぞれの平米単価につきましては、第1負担区は

185円、第2負担区は262円、第3負担区は313円、第4負担区は333円と設定しておりますと市長自身が述べられました。しかし、大願寺の予定価格はそのいずれにも当てはまらない112円という単価で計算されています。担当部署に聞いたらそうだったんだというのが青森部長の答弁でした。しかし、担当部署である水道局の当時の局長、工務課長、業務課長、さらに係長にも尋ねましたがありません。情報公開請求しても不存在でした。もちろん今の職員さんも誰も知らない、わからないと言われます。一方で市長は部下が持ってきた計算を信用して判を押したただけだと部下に責任を押しつける。意識的に112円を使用したことが明らかだと思われる中で、その説明が一切ないのでは市民の疑問は全く解消されません。市長はいわれなき裁判という表現を使われましたが、御自分がしたことの説明を済ませてからにしてほしい、そう思います。

同時にあのような特殊な価格設定でありながら、価格を公表せずに公募したのも理由がわかりません。さらに公募の報道自体がなぜか遅いんです。中建日報という広島の業界専門紙があります。平成23年11月8日の全協で公表したわけですね、公募。あしたから公募します。しかし、3日後の11日の紙面で中建日報は報道しています。一緒に掲載された他の記事が発表の翌日であることから違和感を覚えます。中建日報は大竹市も月額8,700円を払って購読しています。業界紙は業者や行政など関係機関に広く一斉に、そして公平に情報を知らせるための手段としてその価値があるものだとすることを考えれば、そこへの情報提供をおくらせてエポックワン以外の業者は来ないようにしたとの疑念も消えません。

以上、1番として鑑定評価額の半額以下という予定価格が適正価格だと言いながら、その根拠について今になっても満足いく説明ができないこと。

2番、公募と言いながら業界紙への情報提供をおくらせた疑いがあること。そのような状況下での不可解な売却を引き継いでいる2つの会計についてこれらを認定できません。

なお、この場をかりて一言申し述べておきます。私の一般質問に対する市長答弁において、なぜか刑事告発のことに言及され、何かよくないことのように述べられました。刑事訴訟法には、官吏または公吏はその職務を行うことにより犯罪があると思料するときは告発をしなければならないと定めています。これは公務員の告発義務と呼ばれていますが、もちろん地方議員が官吏または公吏に含まれるかどうかについては判断が分かれるかもしれませんが、私は地方自治に関与する一人として法の定める義務を果たしました。法の定める義務を忠実に果たしたと自負しております。なお罪名の背任罪についてはもともと私のアイデアでありません。私は虚偽公文書作成罪と入札妨害罪で告発状をつくりました。県警のアドバイスをいただき、私が罪名をかえて改めて出したものです。

それと、操作が終わった段階で県警捜査2課からは次のように言われました。窃盗や傷害など一般的な犯罪には被害者がいる。その場合は被害届が出される。しかし、贈収賄などの場合は被害届を出す人はいない。今回も告発があったおかげですぐに大竹市役所などに入れた。非常にありがたかった。これからも何かあったらよろしくと言われました。

このことを考えれば、公務員の告発義務はよく考えられた条文です。市長は時々守秘義務のことを言われますが、これは犯罪の口どめ義務ではありません。大原副市長は証人尋

問で、ほんまに売れる価格について事務方でちゃんと検討せえと言われて案を持っていったと正直に述べています。青森部長も近々本当のことをおっしゃると思います。市長はいつまで部下に責任を押しつけるんですか。これでは幹部職員がかわいそうです。

ここで職員の皆様に申し上げたい。本当のこと、みんなで言えば怖くない。

以上で討論を終わります。

○議長（児玉朋也） 他に討論はありませんか。

15番、田中議員。

○15番（田中実穂） 私は認第7号平成27年度一般会計決算並びに全ての会計決算について委員長の報告のとおり賛成の立場で討論を行います。

27年度当初予算の基本的方向について、入山市長はよいまち大竹をつくるために、先人の皆さんが未来のあるべき姿を想像し、厳しい時代にも着実にまちづくりを進めてこられたわがまち大竹。27年度はこの大竹を土台にして少しずつでも発展させていかなければならない。そのためには大竹を愛する人づくりを初めとする総合計画を推進していくために、必要な事業については引き続き着実に実施していかなければならないと述べられております。そのとおり厳しい財政状況の中において、住みたい、住んでよかったと感じるまちづくりを基本目標として、1、大竹を愛する人づくり、2、生活基盤が整ったまちづくり、3、安全・安心なまちづくりなど7つの項目を掲げた施策が盛り込まれております。

人づくりでは玖波小学校の耐震化に伴う校舎の新築と体育館の耐震補強工事、放課後児童クラブ事業では対象児童を6年生までに拡充。生活基盤が整ったまちづくりでは、9月に供用開始となった玖波駅西口駅舎の維持管理事業、県道栗谷大野線、また国道186号線の改良事業、さかえ公園整備事業、そして御園市営住宅6号棟の整備事業など。安全・安心できるまちづくりでは急傾斜地崩壊対策事業、災害対応工事のための消防救急デジタル無線整備事業、生活困窮者自立支援事業や各種子育て支援事業、健康増進事業などなど子供から高齢者までよいまち大竹が実感できるための施策でありました。

また、土地造成特別会計についてですが、反対討論の趣旨は大願寺山造成地の販売価格についてであり、現在も係争中でありますので討論に値しないと思いますが、当時この不景気に家を建てる人などいない、宅地造成してもとても売れないと言われたものですが、1期157区画が完売、現在第2期が販売されていると承知をしております。安価な土地を提供できたからこそ、他のどんな施策を講じても若い生産人口を大竹市に迎えることはかなわなかったと思います。まさに大英断であったと評価されるものと高く私は評価をいたします。

さて、事業を進めるための財源ですが、税金にあっては当初予算をわずかながら上回っております。固定資産税は1億9,274万円減少いたしました。市民税が2億212万円増加したもので、実質賃金が若干伸びたものかと思えます。市税の収納率は昨年度比0.4%ふえて97.4%となり、県下でも最上位であり、不納欠損額、収入未済額とも昨年度より減少しており、職員の努力に敬意を表したいと思います。

また一般会計を初め、全会計の借入金についてですが、一般会計では210億2,261万8,000円、特別会計58億6,379万円、また水道事業企業会計ですが、合わせて86億2,062万

6,000円、さらに土地開発公社30億円を加えますと、385億703万4,000円となっております。26年度末が398億円でしたから、この1年間で13億円の減少となっております。高く私は評価されるものと思います。

今後大竹駅東口整備事業や、小方駅を含む地域まちづくり事業、廿日市との可燃ごみ処理施設費用、高齢化に伴う医療・介護等の扶助費の増加、また老朽化した上下水道の整備事業、公共施設の耐震化に伴う改築工事などなど大きな事業を必要といたしますが、事業の優先順位や費用対効果の見きわめ、国・県からの有効な財源確保を引き出すなど、一層の努力をお願いして賛成の討論といたします。

○議長（児玉朋也） 他に討論はありませんか。

7番、大井議員。

○7番（大井 渉） 認第7号の一般会計及び12号の土地造成会計について反対の立場で討論をさせていただきます。

一般会計につきましては、おおむね認定するところではございます。一番記憶に残るのは最近ですけど、判決が出ましたけど、昨年8月に行われました市議会議員選挙、これによって選挙管理委員会が初めてのことでございますけど異議申し立て等により当選無効という、大竹市にかつてない判断を下されまして、最終的に県の選挙管理委員会に移行しまして最高裁までいったわけではございますけど、最終的には受理しないという門前払いを受けたと、こういう大竹市の選挙管理委員会の失態を全国に見せたということは当然無効にされた山本議員さん、あるいは訴えを起こされた候補者の方、その方も期待を持たれたと思いますけど、苦痛を与えたことにつきましてはあってはならないことだと思いますので、委員の方はしかるべき対策・勉強等をぜひ行っていただきたいというようなことを感じたわけではございます。

先ほど日域議員が反対討論しまして一部ダブるところがないようにしたいと思いますけど、市長が、この前日域議員、我々市民の味方を代表して一般質問した中でこういうことを言っておられるんです。これはあくまでも議会事務局からもらったグラですけど、「平成23年12月の議会の御発言、議事録にしっかり載っております。しっかり読み直していただきたいというふうに思います。売った値段について一切文句はございませんという発言もございました。反対討論を一つもせずに反対した議員もいらっしゃいました。ぜひもう一度読み直していただきたいというふうに思います」こういうふうに答弁されております。反対討論一つせずに反対した議員とは私だけです。だから私のことをあえて言われたんだろうと思いますから、今からちゃんとどこがどうでどうおかしかったか裁判になったということを述べさせていただきます。

ただ1つだけですね、市長のこの前の答弁の中でなるほどなと私もそういうことを考えたことが1つだけあります。それはこのグラでございまして、「決め方がおかしいと言われるのであれば、どうぞ議会を訴えてくださいと。賛成した議員を訴えてください」ということを発言されました。私もそれは考えました。だけど、弁護士さんにも相談いたしました。最初の弁護士さんは訴えられないと言われたんですね。次の弁護士さんは何で大井さん、賛成した議員さんを訴えなかったのかと、損害賠償請求しなかったのかと言われ



たので、できるんですかと聞いたんですけど。私は6名の弁護士さんに御相談をしました。裁判を訴えるというようなことは慎重にしなければならないという立場はずっと持っておりますし、今でもそのスタンスにかわりはございません。しかし、先ほど申し上げましたように6人の弁護士さんにいろいろ御相談をしました。書類も見せました。情報公開でいただいた書類等見ていただきまして判断していただいた結果、非常に違法性の高い売却であるということから提訴に踏み切ったわけでございます。

今回の大願寺の造成地の売却は余りにもひど過ぎるんです。これが民間での取引なら半額にしようが3分の1にしようが本人が納得すれば自由です。市民の税金で造成した土地です。この議場におられます我々市民からの付託を受けてしたものでございます。地方自治法96条1項の6号と1項の8号、237条及び238条、また条例に伴い不動産評価審議会が購入財産管理規則に照らしても不可解な点が多数見受けられます。市長ルートというような言葉も証人尋問では出てきました。それは一体何ですかというような質問も裁判官からありました。それは3名の方だけを中心新たな算定をされたということが判明しました。先ほど証人尋問のことを日域議員が言われました。ここに証人尋問調書というのがございます。皆さん読まれたかと思えます。最後に裁判長がこう述べておられるんですよ。「先ほど答えにありましたけど、市長から価格について具体的な指示とかサジェストというのは本当になかったんですかと裁判長が前大原副市長に聞かれたわけですか。はい、ありませんと副市長は答えた。だけど、再度裁判長が聞かれたわけですか。市の重要な案件だということなんですけど、そういう問題であっても市長って口出ししないものなんですかと、再度聞き直した。そうしたら前副市長は1回目2回目売れなかったんで、ほんまに売れる価格についてちゃんと事務方で検討せえということで案を持っていきました」と言ってここで終わっておる。よく読んでいただきたい。読みたい人はどうぞお貸し出します。こういう指示があってスタートしたわけですか。

私が争点だと思っておることにつきまして、簡単に述べさせていただきます。

まず先ほど申し上げましたように、法律、地方自治法ですね、それから条例、不動産評価審議会規定、あるいは公有財産管理規則、これにはっきり明記されております。不動産評価審議会では不動産の適切な評価を議するため不動産評価審議会を設置すると。これは取得または処分に係る面積の200平米以上の土地、または延べ面積が200平米以上の建物、予定価格が200万円以上のものは全てこの不動産評価審議会にかけなければならないと書いてあります。不思議なことに平成20年第1回目の一般競争で売り出した大願寺10億5,400万円でした。このときの不動産評価審議会は開催されてないんですよ。担当課に問い合わせたがないんですよ。なぜないのかと言ったんですが、それはわかりません。その他につきましては全て不動産評価審議会を開いておられます。

不動産評価審議会についてももう少しですね。7億1,300万を決められました。それは平成23年の11月4日に不動産評価審議会を、会長は副市長でありました。その他10名、計11名で7億1,300万を決定されております。それも全会一致でございまして。不動産評価審議会を開くにあたって適正な評価、価格がわからない場合は精通者、あるいは行政、金融機関等、そういう方々の参考の意見を用いて評価を決めてもいいという形になっているわけ

です。だから売却しました平成23年11月4日のときには自分たちでは評価がわからないからということで恐らくとられたんだらうと思いますけど、不動産鑑定士の鑑定評価をとられて、そして7億1,300万円という金額を全会一致で決めておられます。私はこの金額が適正な金額だと思っておりますので、約3億3,777万円という半額以下の金額は適正ではないということで裁判を起こしたわけでございます。

もう1つ、ここに平成19年3月8日岩国大竹道路対策特別委員会という議事録があります。この中にも当時委員であっておられた方がちゃんと載っております。傍聴議員も数名おられます。この中で当時市長や当時の助役はどう答えておられるかと、岩国大竹道路対策特別委員会の委員さんは「立ち退き者にできるだけ安く土地を提供してあげてくださいと市長さん、助役さん、お願いします」という意見を皆さんは述べられております。しかし、市長や助役はどう答えておられるかと、全部読みよったら相当時間かかりますので要約しますが、「市には条例があるので遵守しなければいけない。大願寺についてもですよ、適正な価格、時価で売ることになる、ここは1割まけて売りましょうというわけにはいかない」と助役さんが何回も述べておるんですよ。市長におかれましては、日本は法治国家であるということをお述べられて、最後のほうで「売却する単価については自分自身心情的には原価主義で、かかった費用によって分譲すれば安くできると考えたが、法律・条例の中で単価が設定されているので、それが適正な価格ということになっている。それ以下で売るのは法令違反であり、私自身も損害賠償を求められてもそれでやり遂げる覚悟がないとそのことはできないということをお理解いただきたい」という議事録が残っておる。適正な価格で売らなかつたら、損害賠償の裁判が起こされますよということをお自分自身が申されておる。この前の日域議員の発言については、大きな損失だと、今回の裁判はと。それは全く矛盾した答弁でございまして、裁判になるのでちゃんと法治国家であるので、法律や内部ルール、不動産評価審議会や公有財産の管理規則、そういうものをちゃんと尊重しなきゃならないという発言ですよ。それを半額以下で売られた。だから裁判になったわけであって、そういうことをしたら損害賠償を求められるということをはっきり自分自身が平成19年の3月8日の岩国大竹道路対策特別委員会で述べられておるわけです。まさかそこにおられた、今私が数名おられると言いましたけど、この発言を忘れておられりゃ、そりゃ賛成されるかもわかりません。でも覚えておられたら賛成はできないはずですよ。くどいほど皆さんが安く売っていきなさい、安く売っていきなさいということをお委員の皆さんが言っておられるわけで、でもできないんだということをお当時の市長や副市長は今のように述べられております。必要があればいつでもお見せいたします。

市長が言われましたように、2月9日1時10分に広島高等裁判所で判決が言い渡されます。約4年間。こういう裁判は本当に起こしたくありませんでした。苦痛な日々でした、本当に。だけどやっぱり我々は市民の財産というものを預かっている以上、法律や条例や規則や規定はちゃんと守らなきゃならない、こういうことで苦渋の決断をしたわけでございます。これがはっきりしましたら、また土地造成、一般会計につきましても新たな判断をさせていただきたいと思っております。

今回はそういうことで反対の討論とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（児玉朋也） 他に討論はありませんか。

2番、末広議員。

○2番（末広和基） 私はただいま委員長が報告されました全ての認定について賛成の立場で討論したいと思います。

私自身も平成27年度決算委員会のメンバーでございましたので、委員会審議の中で事細かな問題まで私なりの疑問点や要望などについての質問や意見は述べさせていただきました。したがってこの場では基本的な部分について触れて討論したいと思います。

まず、議員就任1年経過したばかりで、この決算認定議会の討論の意味からして、いまだにはっきりとしておりません。と申しますのは、議案が27年度決算についてということは、この決算につながる予算は今年の3月に予算審議され採決に至った予算の執行結果についての議論です。その時点で私は議員ではなかったのですから、どんな議論を通じて予算が承認されたかを振り返る必要がありました。ホームページに公開されている当時の議会議事録を読み込んだところ、先ほどの委員長報告と同様に予算委員会の内容が報告され、質疑・討論と続きます。予算に反対・賛成の立場での討論内容も熟読してみました。討論の後、採決に至って、結果予算案が採決されておりました。多数決の結果です。

わからないのは、反対を討論された委員の皆様も採決の場におられたわけです。議決内容には議会全体の議決を受けて、その執行にはともに責任を負ったことになるはずですが、行政は予算主義をもって運営されている組織ですから、予算執行後の決算審議、このたびの決算審議に際しては、決定された予算に対して正しく行われた1年であるかを審議することが役割で、それを見守ることにこそ責任があると解釈します。公的な判断は司法の場に委ねるべきであり、結論が出るまで市政行政をとめるわけにはまいりません。予算が動かなければ行政は動きません。4年間待つんでしょうか。判断は司法の場に委ねるべきです。ここは裁判所じゃなく議場です。ぜひとも決算に際して、かつて議論されたはずの予算に反対されたのと同じ論理でまた反対とおっしゃる。その反対論理は良識ある人の心を動かせなかった事実が既にあるわけです。採決に参加された以上、その議決内容を共有することが前提の議論であり、採決であるべきではないかと新人議員としては思うんですが、そうならない今を大変不思議に思っております。傍聴され、また中継のテレビを見ておられる市民の皆様にも御一緒に考えていただきたいと思っております。また教えを請いたいと思っております。

しかし、反対討論への疑問点がそのまま私の賛成討論の理由とはなりません。全体像がまだまだ未熟で把握できてはいないんですけども、新人なりの賛成意見を述べさせていただきます。

一般会計だけでも2,000を超える執行内容、特別会計を含め、3,000にも及ぶ案件の全てを確認できているわけではございません。決算委員会においても全ての委員の先生方と合わせて100件以上の執行内容についての質問に対して、すぐさま適切な御回答をいただけておりました。また全てこの内容は事前に通告した内容ではございません。私の疑問にもお答えいただきました。ということは、ある意味ランダムサンプリングで3,000の中から適宜選んだ質問に対してその場でリアルタイムに適切な御回答できるだけ事前の御準備や

1年間の御努力があった成果だと私は判断しました。統計的には全体として信頼は置けません。加えて、数万枚の伝票やその集計内容を毎月監査いただいた結果と財務帳票類の整合性や査定資料の分析結果も載せていただいております。以前経営者の経験をもってしても全てを深く読みほどこけたわけではありませんが、全ての議員の質問へ説明や回答を伺い、現行の会計制度のもとでの決算分析資料、また過去5年間の決算資料の経過の分析も自分なりにしてみました。それらを確認させていただいた結果、今の時代の行政システム激変期、また財政逼迫の状況下において、大変な御努力の成果を読み取れると判断しました。

最後になりますが、来年度以降に予定されている発生主義会計・複式簿記による行政サービスのコスト情報や資産情報提供機能の強化は財務情報と非財務情報をますます精度高く、同等自治体などとの比較や過去からの変化の読み取り、精度向上なども期待できます。未来を見据えた新公会計制度導入による事業単位決算など早期実現を要望し、また新しい人事評価制度の活用をもっての人材育成の充実、かつまた情報管理システムの新規導入予定など希望を感じる仕組みの変更がめじろ押しの中で、今までの決算報告以上の進展と職員の皆様のますますの御努力を期待して賛成討論とさせていただきます。

○議長（児玉朋也） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本8件のうち、認第8号平成27年度大竹市国民健康保険特別会計決算、認第9号平成27年度大竹市漁業集落特別会計決算、認第10号平成27年度大竹市農業集落排水特別会計決算、認第11号平成27年度大竹市港湾施設管理受託特別会計決算、認第13号平成27年度大竹市介護保険特別会計決算、及び認第14号平成27年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算の6件について一括採決いたします。

本6件に対する委員長の報告は、いずれも認定であります。

本6件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、本6件は認定することに決定いたしました。

続いて、認第7号平成27年度大竹市一般会計決算を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、認定であります。

本件について、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（児玉朋也） 起立多数と認めます。

よって、本件は認定することに決定しました。

続いて、認第12号平成27年度大竹市土地造成特別会計決算を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、認定であります。

本件について、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（児玉朋也） 起立多数と認めます。

よって、本件は認定することに決定しました。

~~~~~○~~~~~

日程第10～日程第17〔一括上程〕

議案第54号 大竹市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

議案第55号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

議案第56号 特別職の職員で常勤のものゝ給与に関する条例の一部改正について

議案第57号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

議案第61号 広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島県市町総合事務組合同約の変更について

議案第62号 平成28年度大竹市一般会計補正予算（第4号）

議案第63号 平成28年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第64号 平成28年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（児玉朋也） 日程第10、議案第54号大竹市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてから日程第17、議案第64号平成28年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第2号）に至る8件を一括議題といたします。

本8件に関し、委員長の報告を求めます。

総務文教委員長、山崎年一議員。

総務文教委員会議案審査報告書

本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 番 号    | 件 名                                               | 審査の結果 | 付託年月日     |
|--------|---------------------------------------------------|-------|-----------|
| 議案第54号 | 大竹市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について                     | 原案可決  | 28. 12. 1 |
| 議案第55号 | 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について                          | 原案可決  | 28. 12. 1 |
| 議案第56号 | 特別職の職員で常勤のものゝ給与に関する条例の一部改正について                    | 原案可決  | 28. 12. 1 |
| 議案第57号 | 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について                  | 原案可決  | 28. 12. 1 |
| 議案第61号 | 広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島県市町総合事務組合同約の変更について | 原案可決  | 28. 12. 1 |

|        |                              |      |           |
|--------|------------------------------|------|-----------|
| 議案第62号 | 平成28年度大竹市一般会計補正予算（第4号）       | 原案可決 | 28. 12. 1 |
| 議案第63号 | 平成28年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第2号） | 原案可決 | 28. 12. 1 |
| 議案第64号 | 平成28年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第2号）   | 原案可決 | 28. 12. 1 |

平成28年12月5日

大竹市議会議長 児玉 朋也 様

総務文教委員長 山崎 年一

〔総務文教委員長 山崎年一議員 登壇〕

○総務文教委員長（山崎年一） 去る12月1日の本会議におきまして、総務文教委員会に御付託いただきました議案8件につきまして、12月5日に委員会を開催し審査を行いましたので、その概要並びに結果について御報告申し上げます。

まず、議案第54号大竹市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてでございますが、本件では「職員が介護休暇等で休みを取得する場合、期末勤勉手当や人事評価にも影響が出るのか伺う」との質疑に対し、「直ちにマイナス評価となるような影響は出ないが、長期間勤務しないなど一定の要件を満たすと減額の可能性はある」との答弁がございました。

次に、「有給休暇の取得状況はどうなっているのか伺う」との質疑に対し、「平成27年度は平均して約11日取得している。振りかえ休暇のほうが取得しやすく、そちらを優先して使用することもあり、取得が少なくなっている」との答弁がございました。

他にも質疑はございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第61号広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島県市町総合事務組合同規約の変更についてでございますが、本件では「一部事務組合の解散に伴う大竹市への影響があるのか伺う」との質疑に対し、「大竹市への影響はない」との答弁がございました。質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第55号一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第56号特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部改正について、議案第57号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、議案第63号平成28年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第64号平成28年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第2号）の5件でございますが、関連がありますので一括して審査を行っております。

本5件につきましては、質疑・討論はともになく、採決の結果、原案のとおり可決すべ

きものと決しております。

続きまして、議案第62号平成28年度大竹市一般会計補正予算（第4号）でございますが、本件は「阿多田の防災コミュニティグラウンドについて入札申し込みがなく成立しなかったということだが、来年以降の取り組みについて伺う」との質疑に対し、「この事業については来年改めて整備を考えており、新年度予算案に計上する予定である。今年度受注者がいなかった理由を精査し、整備費用の見直し等に取り組んでいる」との御答弁がございました。

次に、「鳥獣による被害について大竹市内の実態を把握しているのか、また鳥獣被害対策についてどのように考えているのか伺う」との質疑に対し、「本年度の被害についてはまだ把握できていない。最近はイノシシが家庭菜園を狙って畑を荒らすケースがふえており、各地域に出向いて地元説明会を開催している。これからも被害の多い地域に出向いて被害防止の対策を説明していきたいと考えている」との答弁がございました。

次に、「ふるさと納税の現在の寄附状況、また目標について伺う」との質疑に対し、「寄附者件数667人、寄附件数1,540万円というのが11月末現在の状況である。目標については2,500万円に設定し、今回当初予算から1,500万円を補正した」との答弁がございました。

次に、「ふるさと納税の寄附者のうち、市内の方がどれぐらいいるのか、また市内の場合、税金の控除額、返礼品に係る経費との兼ね合いから赤字にならないのか伺う」との質疑に対し、「市内の方のふるさと納税件数は28件である。市内の方から寄附していただいた場合でも市民税が減額された分の75%が地方交付税によって補填されるため入りのほうが大きくなる」との答弁がございました。

他にも質疑はございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で、総務文教委員会に御付託いただきました議案8件の審査報告を終わります。

○議長（児玉朋也） ただいまの委員長の報告に対し、これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本8件を一括採決いたします。

本8件に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

本8件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、本8件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第18～日程第23〔一括上程〕

議案第58号 大竹市税条例等の一部改正について

議案第59号 大竹市道路占用料徴収条例の一部改正について

議案第60号 市道路線の認定について

議案第65号 平成28年度大竹市工業用水道事業会計補正予算（第1号）

議案第66号 平成28年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

議案第67号 市道路線の廃止及び認定について

○議長（児玉朋也） 日程第18、議案第58号大竹市税条例等の一部改正についてから日程第23、議案第67号市道路線の廃止及び認定についてに至る6件を一括議題といたします。

本6件に関し、委員長の報告を求めます。

生活環境委員長、細川雅子議員。

生活環境委員会議案審査報告書

本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 番 号    | 件 名                         | 審査の結果 | 付託年月日     |
|--------|-----------------------------|-------|-----------|
| 議案第58号 | 大竹市税条例等の一部改正について            | 原案可決  | 28. 12. 1 |
| 議案第59号 | 大竹市道路占用料徴収条例の一部改正について       | 原案可決  | 28. 12. 1 |
| 議案第60号 | 市道路線の認定について                 | 原案可決  | 28. 12. 1 |
| 議案第65号 | 平成28年度大竹市工業用水道事業会計補正予算（第1号） | 原案可決  | 28. 12. 1 |
| 議案第66号 | 平成28年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第1号） | 原案可決  | 28. 12. 1 |
| 議案第67号 | 市道路線の廃止及び認定について             | 原案可決  | 28. 12. 1 |

平成28年12月6日



大竹市議会議長 児玉 朋也 様

生活環境委員長 細川 雅子

〔生活環境委員長 細川雅子議員 登壇〕

○生活環境委員長（細川雅子） それでは、12月1日の本会議におきまして、生活環境委員会に御付託をいただきました議案6件につきましては、6日に委員会を開催し審査を行いましたので、委員会での審査経過の概要並びに結果について御報告申し上げます。

まず、議案第58号大竹市税条例等の一部改正についてでございますが、本件では質疑・討論ともなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第59号大竹市道路占用料徴収条例の一部改正についてでございますが、本件では「このたびの改正で占用料収入はどの程度の減額を見込んでいるのか伺う」との質疑に対しまして、「来年度の歳入において道路占用料は前年度比約29%減の約260万円減額、水路占用料は前年度比約23%減の約160万円減額となり、合計約420万円程度の減額を見込んでいる」との答弁がございました。

次に、「改正後の占用料について国及び県の基準と異なる額を独自に設定しているものがあるのか伺う」との質疑に対しまして、「今回の改正は全て国及び県の基準をそのまま適用したものである」との答弁がありました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論・採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第60号市道路線の認定についてでございますが、本件では「県からの移管を受けるに当たり、側溝などの道路施設の現状の確認は済んでいるのか伺う」との質疑に対しまして、「地元・県・廿日市市とともに現地確認を行い、舗装・側溝等で補修が必要な箇所を打ち合わせした。現在、県で移管に伴う補修工事を実施している」との答弁がありました。

次に、「当該路線は本市部分と廿日市市部分に分かれている。仮に廿日市市部分で維持管理の対応に費用が発生する場合、その費用を廿日市市に求めることができる取り決めとなっているのか伺う」との質疑に対しまして、「本市及び廿日市市がお互いの市域外の部分で簡易な維持工事など緊急対応が発生した場合は後日費用のことを協議することとしている」との答弁がありました。

他にも質疑はございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第67号市道路線の廃止及び認定についてでございますが、本件では質疑・討論・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第65号平成28年度大竹市工業用水道事業会計補正予算（第1号）でございますが、本件では「弥栄ダムの水位計の修繕等に伴う負担金の増額により補正予算計上ということだが、当初予定してない不測の修繕が必要になったものであるのか」との質疑に対しまして、「当該水位計についてはダムの隅に取りつけてある板形状のものであり、

老朽化等もあり、目視による確認が困難な状態となった。当初の事業予定になかったため、補正予算を計上するものである」との答弁がありました。

次に、「ダムの水量は水位計の目視による確認できる状態でなければならないのか伺う」との質疑に対しまして、「通常時は遠隔監視装置により監視されて管理されている。今回修繕する水位計は停電等非常時用の水位計であり、監視装置にふぐあいが生じた場合、当該水位計による目視確認が必要となる」との答弁がありました。

他にも質疑はございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第66号平成28年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第1号）でございますが、本件では「住宅新築などによる取り付け管工事の増加に伴う補正予算計上とのことだが、当初の見込みはどうであったか。またそれに対してどの程度増加する見込みであるか伺う」との質疑に対しまして、「本年度は11月末現在で既に24件の申請があった。今後の見込みとして民間の事業者から相談があったものを集計しており、現時点でさらに20件程度実施されるものと見込んでいる。なお、例年としては平成26年度及び平成27年度はともに27件の実績であり、本年度はそれより多い見込みとなる」との答弁がありました。

他にも質疑はございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で生活環境委員会に御付託いただきました議案6件の審査報告を終わります。

○議長（児玉朋也） ただいまの委員長の報告に対し、これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本6件を一括採決いたします。

本6件に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

本6件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、本6件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第24 平成28年陳情第3号 晴海臨海公園整備事業における多目的ゾーン等を整

### 備することを求める陳情

○議長（児玉朋也） 日程第24、平成28年陳情第3号晴海臨海公園整備事業における多目的ゾーン等を整備することを求める陳情を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

生活環境委員長、細川雅子議員。

#### 生活環境委員会陳情審査報告書

本委員会に付託の陳情は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

#### 記

| 番 号            | 件 名                                | 審査の結果 | 付託年月日   |
|----------------|------------------------------------|-------|---------|
| 平成28年<br>陳情第3号 | 晴海臨海公園整備事業における多目的ゾーン等を整備することを求める陳情 | 採 択   | 28.12.1 |

平成28年12月6日

大竹市議会議長 児玉 朋也 様

生活環境委員長 細川 雅子

〔生活環境委員長 細川雅子議員 登壇〕

○生活環境委員長（細川雅子） それでは、12月1日の本会議におきまして、生活環境委員会に御付託をいただきました陳情1件につきましては、12月6日に委員会を開催し、審査を行いましたので、委員会での審査経過の概要並びに結果について御報告を申し上げます。

平成28年陳情第3号晴海臨海公園整備事業における多目的ゾーン等を整備することを求める陳情でございます。本件は大竹市総合型地域スポーツクラブ会長冷泉洋治氏から提出された陳情で、その趣旨は子供から高齢者までスポーツや健康づくりを通じて豊かで活力のある生活を実現するための環境づくりとして、晴海臨海公園整備事業における多目的ゾーン等の早期着工・整備を求め陳情をされたものでございます。

審査におきまして、本件に対する執行部の考え方を尋ねたところ、本市の第5次総合計画において、暮らしやすい生活基盤の整ったまちを基本目標に掲げており、晴海臨海公園についても整備に向けた取り組みをしていくこととしている。平成25年度から第1期部分であるスポーツゾーンのテニスコート、球技場等の整備工事を行い、平成27年4月から供用開始をしているところである。また、陳情にもある多目的ゾーン等の整備については、多様な世代が安心・安全に利用でき、市内外の方が利用できる交流の拠点の場となる公園として整備の必要があると認識している。しかしながら、多目的ゾーン等第2期工区部分の整備には多額の費用が見込まれ、今後本市の他の大型事業が控えているといった現状では早期に全体を整備するということは難しい状況であると考えている。そのため、子供や高齢者が集う憩いの場として、例えばファミリーゾーン等を先行して整備するなど、優先順位や財政状況などを考慮しながら段階的な整備ができないか検討していきたいと考えて

いるというものでございました。

委員に質疑を求めたところ、「第2期工区の全体の概算の事業費を把握しているのか。また何カ年で事業を実施する予定としているのか伺う」との質疑に対しまして、「第2期工区部分全体の事業費としましては、概算で約10億円程度を見込んでいる。また何年かけて実施するかについては現時点では正確に申し上げられないが、次の第6次総合計画における早い時期に全体の整備を完成できればよいと考えているとの答弁がありました。

次に、「具体的にいつごろの着工を予定しているのか伺う」との質疑に対しまして、「予算の問題もあるが、来年度から段階的に実施していければよいと考えている」との答弁がありました。

討論に入り、採択の立場で1名の委員から、不採択の立場で1名の委員から討論がございました。採択の立場では、「第1期工事が完了し、スポーツ公園としてたくさんの市民が利用している。さらなる利用促進のためにも早期に整備をしてほしいとの市民の思いが今回の陳情へとつながったものであると思う。多額の費用を要するが、市民にとっては夢であり、陳情の趣旨は十分理解できる」というものでございました。次に、不採択の立場では「整備には多額の費用を要することとなり、本市の財政状況を考慮すると他にも取り組むべき日常生活に関する課題などがあるものとする」というものでした。

討論を終結し、起立採決をした結果、本件は採択すべきものと決しました。

以上で、生活環境委員会に御付託いただきました陳情1件の審査報告を終わります。

○議長（児玉朋也） ただいまの委員長の報告に対し、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

9番、藤井議員。

○9番（藤井 馨） 私は平成28年陳情第3号晴海臨海公園整備事業における多目的ゾーン等を整備することを求める陳情に反対の立場で討論を行います。

晴海臨海公園整備事業の1期工事は完成し、多くの方が利用し楽しんでいることは存じております。本陳情の要旨もよく理解できますが、現在の晴海臨海公園を維持管理するためにも年間約1,700万円の維持管理費がかかっております。2期工事は盛り土整地工事を行う必要があり、その前に排水工事が必要と聞いております。一部の側溝を改修する工事費用として今年度予算で1,900万円が計上されております。私が本陳情に反対するのは、本市は過去の計画に沿って進行中の事案や、これからも多くの計画が考えられております。それらに必要とされる予算を考えたときに、一体どのようにやりくりをするのだろうか心配になってきます。例を二、三考えてみましても大竹駅の自由通路はいつできるのだろうか、エレベーターを必要とする方が一日も早い完成を待ち望んでいます。また、耐震性に問題のある公共施設をどうしていくのか。そして大雨がふれば市内のあちこちが冠水し、大変

な状況になります。新町ポンプ場の完成はいつになるのでしょうか等々たくさんございます。

行政は市民の生命と財産を守ることを最優先しなければならないと私は常々訴えています。これらを実現するには莫大な費用を要します。限られた予算で皆様の要求を全部実現するのは不可能だと考えております。平成27年度決算において、経常収支比率が94.6%です。前年度に比較し2%余り改善されたとはいえ、まだ相当厳しい財政状況であると言わざるを得ません。ほとんどゆとりがない中、新たに大きな予算を必要とする晴海臨海公園整備事業の2期工事を早期に整備する陳情には反対せざるを得ません。私は陳情にありますように、早期に整備することはないと考えております。晴海臨海公園ができることに反対するわけではありませんが、維持管理費は永続的に発生します。私たちが今考えなければならないのは、過去の債務の支払いで困っていることに学ばなければならないと思います。先ほど述べましたように、市民の安心・安全を考えた施策を優先するべきだと考えますので、財政にもう少し余裕ができれば行えばよいのではないかと考えております。子供たちにこれ以上ツケを回してはなりません。このような理由で晴海臨海公園整備事業の2期工事を早期に整備する陳情、平成28年陳情3号に反対をいたします。

○議長（児玉朋也） 他に討論はございませんか。

3番、賀屋議員。

○3番（賀屋幸治） 私はこの陳情に対して賛成の立場で討論をいたします。

委員会のときも賛成討論させていただきましたけども、多くの市民の皆さんが晴海臨海公園の完成を一日も早く待ち望んでいるわけでございます。1期工事でも27年には完成し利用されておるわけでございますけども、その中でまだまだ荒地のままになっておる2期分の広場を見て、いつできるんかねえと、早よつくってもらいたいよね、そういう声がほとんどでございます。そういった市民のニーズ、そこをいかに早く市民の要望に添えてあげるかというのが行政の役割であろうと思っております。この陳情されました団体というのは大竹市のスポーツ団体あるいは自治会、全ての団体がここへ掌握されておまして、その代表からの陳情でございます。ということは、市民の方のほとんどのニーズがここに集約されているというふうに考えます。陳情の趣旨にありますように、子供から高齢者までスポーツや健康づくりを通して豊かな活力ある生活を実現する環境づくりということでございますので、これは高齢者の方の健康増進に非常に寄与するわけございまして、高齢者の方はもう時間が限られておられます。そういう方を一日も長く、健康寿命を延ばしていく、そういう意味でもスポーツを通じて晴海臨海公園が寄与するんだらうというふうに考えます。また2020年には東京オリンピック開催されますけれども、スポーツということはこの東京で、日本で、オリンピックが開催されるわけで、地方であっても当然関心が高まるわけでございます。その関心が高いスポーツを大竹でどこでできるんかねえということになりますと、この晴海地区でございます。少年野球、サッカー、テニス、子供たちの夢をここでかなえることができるわけでございます。そういった未来を見据えた子供たち、あるいは少しでも健康で長生きしたいという高齢者、そういう方々の思いがここへ詰まっている、そういう陳情でございます。そういうことからして、2期工事、段階的に施

行を考えていくということですので、できるだけ早期に市民の皆さんの夢をかなえていただけるようお願いをしたいと思います。そういった意味でこの陳情の趣旨を理解をし、賛成討論といたします。

○議長（児玉朋也） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件に関する委員長の報告は、採択であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（児玉朋也） 賛成多数と認めます。

よって、本件は採択と決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第 2 5 閉会中の継続審査の申し出について

##### 閉会中継続審査申出書

本委員会は、審査中の陳情について下記により閉会中もなお継続審査を要するものと決定したから、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

| 番号                 | 件名                       | 理由                        | 付託年月日    |
|--------------------|--------------------------|---------------------------|----------|
| 平成 28 年<br>陳情第 2 号 | 港町ポンプ場の移転までにおける対応についての陳情 | 年末年始の交通状況を踏まえて審査する必要があるため | 28. 9. 7 |

平成28年12月 6 日

大竹市議会議長 児玉 朋也 様

生活環境委員長 細川 雅子

##### 閉会中継続審査申出書

本委員会は、審査中の陳情について下記により閉会中もなお継続審査を要するものと決定したから、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

| 番号                 | 件名                 | 理由                                | 付託年月日     |
|--------------------|--------------------|-----------------------------------|-----------|
| 平成 27 年<br>陳情第 2 号 | 小方小学校移転跡地に「公園」設置陳情 | 旧小方小・中学校跡地の利活用の動向を踏まえて審査する必要があるため | 27. 9. 29 |

平成28年12月7日

大竹市議会議長 児玉 朋也 様

小方地域まちづくり対策特別委員長 細川 雅子

○議長（児玉朋也） 日程第25、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

生活環境委員長及び小方地域まちづくり対策特別委員長から目下各委員会において審査中の事件につき、会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

~~~~~○~~~~~

## 日程第26 議員派遣について

○議長（児玉朋也） 日程第26、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣については、お手元に配付しましたとおり派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、議員派遣についてはお手元に配付いたしましたとおり派遣することに決しました。

この際、お諮りいたします。

ただいま決定をいたしました議員派遣の内容につきましては、諸般の事情により変更を生じる場合には議長に一任を願いたいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって諸般の事情により変更が生じる場合には議長に一任することに決しました。

お諮りいたします。

本日議決されました各案件につきまして、その条項・字句・数字・その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、条項・字句・数字・その他整理は議長に委任することに決定いたしました。

この際御通知をいたします。

本日本会議終了後、第1委員会室において議員全員協議会を、その終了後、生活環境委員協議会を開催いたします。関係者はお含みの上御参集お願いいたします。

以上をもって本日の日程は全部終了しました。  
定例会閉会に当たり、市長から挨拶があります。  
市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 本日ここに大竹市議会定例会を閉会するに当たりまして御挨拶を申し上げます。

このたびの定例会では議員各位におかれましては、御提案申し上げました各案件を終始熱心に慎重に御審議をいただきまして、いずれも原案のとおり議決、あるいは認定、同意を賜りました。ここに厚く御礼を申し上げます。

議会の意義、またその中での討論の大切さ、討論をもって決定された議決の重さにつきまして改めまして深く考えさせられました。ありがとうございます。

議員の皆様からいただきました貴重な御意見、御要望につきましては、これをしっかりと検討させていただきまして、今後の市政運営に反映をさせてまいりたいと考えております。

これから年末年始を迎え、何かと多忙な時期ではございますが、議員の皆様におかれましては、どうか御健康には十分に留意されまして、ますます御活躍されますことをお祈り申し上げます。

最後に、ふるさと応援寄附金、ふるさと納税でございますが、現在多くの議員の皆様方におかれまして、さまざまな方面に積極的な宣伝をいただいております。皆様のおかげをもちまして、現在多くの申し込みが続いている状況でございます。既に昨年の100倍を超える御寄附をいただいております。皆様の御協力に心から感謝を申し上げます。ありがとうございます。ふるさと応援寄附金の区切りは12月末となっておりますが、市としても年内分はもちろん、来年度分につきましてもしっかりとPRをしております。今後におきましても、議員の皆様方の御協力よろしくお願い申し上げます。

笑顔、元気輝く大竹、にっこりと耐えること、しっかりと勉強させていただきました。本当にありがとうございます。

以上、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（児玉朋也） これにて本日の会議を閉じ、第4回大竹市議会定例会を閉会いたします。

11時40分 閉会



上記、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成28年12月14日

大竹市議会議長 児 玉 朋 也

大竹市議会議員 山 崎 年 一

大竹市議会議員 日 城 究